

介護老人保健施設

おとしよりすこやかセンター南部館

## 重要事項説明書

(通所リハビリテーション)

(介護予防通所リハビリテーション)

## 重要事項説明書(令和6年4月1日現在)

### 1、事業所(法人)の概要

名称・法人種別・・・医療法人 仁悠会  
代表者名・・・・・・理事長 吉川 建夫  
所在地・・・・・・大阪府堺市北区東三国ヶ丘町4丁目1番25号  
電話番号・・・・・・072-259-0100  
FAX番号・・・・・・072-259-3303

### 2、事業所(ご利用施設)

施設の名称・・・・・・介護老人保健施設おとしよりすこやかセンター南部館  
管理者・・・・・・中澤 秀夫  
所在地・・・・・・大阪市平野区喜連西6丁目2番33号  
電話番号・・・・・・06-4302-5232  
FAX番号・・・・・・06-6701-6706  
事業所番号・・・・・・2755880107

### 3、施設の目的及び運営方針

#### ①施設の目的

当施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く在宅生活に戻ることができるように支援します。また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションならびに介護予防サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

#### ②運営方針

- ・明るく家庭的な雰囲気の中、入所者及び通所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場に立ったサービスを提供すること。
- ・協力病院をはじめ医療機関や居宅介護支援事業・居宅サービス事業所・保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携により、適切な施設療養を実施すること。
- ・地域や家庭との結びつきを密にして、その者の居宅への復帰を促進すること。
- ・地域に開かれた施設として、入所者等家族や地域住民に親しまれる施設づくりをすること。

### 4、施設の概要

療養室・・・・・・4人部屋19室、2人部屋8室、個室8室  
建物構造・・・・・・鉄筋コンクリート造り、地下1階 地上7階建て  
(建物の内の地下1階 地上1～3階部分)  
敷地面積・・・・・・3793.86㎡  
延べ床面積・・・・・・7711.80㎡  
定員・・・・・・入所100名、通所86名  
施設内容

- 1階・・・玄関ホール、事務室、相談室、一般浴室、厨房、食堂、デイルーム、リハビリ室
- 2階・・・療養室、サービスステーション、デイルーム、食堂、談話コーナー、器械浴室
- 3階・・・療養室、サービスステーション、デイルーム、食堂、談話コーナー、家族介護教室
- 地階・・・駐車場

## 5、施設の職員体制

	基準人員	常 勤	非常勤	業務内容
医師	1(兼務)	1(兼務)		健康管理業務
看護職員	8.5	1		保健衛生並びに看護業務
介護職員		2	6	日常生活全般の介護業務
支援相談員	1(兼務)	1(兼務)		利用者家族の相談業務
理学療法士	0.2(兼務)	3	0.8	理学療法でのリハビリ
作業療法士				作業療法でのリハビリ
言語聴覚士				言語療法でのリハビリ
管理栄養士	1(兼務)	1(兼務)		利用者の栄養管理
介護支援専門員		0		利用者のケア計画の作成
事務職員		1(兼務)		事務処理
その他		1		運行等

## 6、サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事 昼食 12時00分～ おやつ 14時30分～
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 介護予防サービス
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ その他

\* サービスの中には利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものがあります。

\* 営業日 平日 8:45～17:15(12月29日～1月3日を除く)

\* 通常の営業地域 平野区・東住吉区

7、利用料金

介護料金

(1) 基本料金

①施設利用料(通常規模型通所リハビリテーション)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1～2 時間	366 単位/日	395 単位/日	426 単位/日	455 単位/日	487 単位/日
2～3 時間	380 単位/日	436 単位/日	494 単位/日	551 単位/日	608 単位/日
3～4 時間	483 単位/日	561 単位/日	638 単位/日	738 単位/日	836 単位/日
4～5 時間	549 単位/日	637 単位/日	725 単位/日	838 単位/日	950 単位/日
5～6 時間	618 単位/日	733 単位/日	846 単位/日	980 単位/日	1112 単位/日
6～7 時間	710 単位/日	844 単位/日	974 単位/日	1129 単位/日	1281 単位/日
7～8 時間	757 単位/日	897 単位/日	1039 単位/日	1206 単位/日	1369 単位/日

リハビリテーション提供体制加算

所要時間 3 時間以上 4 時間未満	12 単位/日
所要時間 4 時間以上 5 時間未満	16 単位/日
所要時間 5 時間以上 6 時間未満	20 単位/日
所要時間 6 時間以上 7 時間未満	24 単位/日
所要時間 7 時間以上	28 単位/日
理学療法士等体制強化加算 (1～2 時間利用の方のみ)	30 単位/日

②その他の加算

リハビリテーションマネジメント加算 A ロ (起算日から 6 月以内)	593 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 A ロ (起算日から 6 月以降)	273 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 B ロ (起算日から 6 月以内)	863 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算 B ロ (起算日から 6 月以降)	543 単位/月
短期集中リハビリテーション実施加算 (起算日より 3 ヶ月)	110 単位/日
重度療養管理加算	100 単位/日
中重度者ケア体制加算	20 単位/日
入浴介助加算	(I)40 単位 (II)60 単位
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
送迎減算 (送迎を行わない場合)	-47 単位/日 (片道)
サービス提供体制強化加算 II	18 単位/日
介護職員処遇改善加算 I	①②で算定した 47/1000 に相当する単位数

介護職員等特定処遇改善加算 I	①②で算定した 20/1000 に相当する単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	①②で算定した 10/1000 に相当する単位数

- ・大阪市内は2級地のため、1単位は10.88円の計算となります。
- ・合計金額の1割から3割分が利用者負担となります。
- ・負担額につきましては端数処理の為、請求時に若干の相違が生じます。

## 介護予防利用料金

### (1) 基本料金

#### ①施設利用料

要支援 1	2053 単位/月
要支援 2	3999 単位/月

#### ②その他の加算

運動器機能向上加算	225 単位/月
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
サービス提供体制強化加算 II	要支援 1 (72 単位) 要支援 2 (144 単位)
介護職員処遇改善加算 I	①②で算定した 47/1000 に相当する単位数
介護職員等特定処遇改善加算 I	①②で算定した 20/1000 に相当する単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	①②で算定した 10/1000 に相当する単位数

- ・大阪市内は2級地のため、1単位は10.88円の計算となります。
- ・合計金額の1割から3割分が利用者負担となります。
- ・負担額につきましては端数処理の為、請求時に若干の相違が生じます。

## 介護・介護予防共通料金

#### ①食材料費(消費税込み)

昼食	460 円/食
おやつ	80 円/食

#### ②その他(消費税込み)

日用品費(石鹸、シャンプー等)	150 円/日
教養娯楽費(色紙、クレヨン等)	100 円/日

#### ★支払い方法

- ・毎月 15 日前後に前月料金の請求書を発行いたします。
- ・27 日にご指定口座より引き落としさせて頂き、翌月 15 日前後に領収書を発行します。  
領収書の再発行は致しませんので、大切に保管して下さい。
- ※介護度等の変更により利用料に変更が生じた場合には、ご連絡をさせていただきます。

## 8、苦情等の相談

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問や苦情など担当者にお寄せいただければ速やかに

対応いたします。また、備え付けの「ご意見箱」もご利用ください。

(相談窓口)

支援相談員・・・門川 香織

電話番号・・・06-4302-5232

対応時間・・・午前8時45分～午後5時15分

(公的機関の苦情相談窓口)

利用者の保険者(区)において、苦情等の申立てが出来ます。

区役所の窓口 9時～17時30分	平野区保健福祉センター地域保健福祉課介護保険係 平野区背戸口 3-8-19	TEL06-4302-9818
区役所の窓口 9時～17時30分	東住吉区保険福祉課・介護保険グループ 東住吉区東田辺 1-13-4	TEL06-4399-9859
大阪市の窓口 9時～17時30分	大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 大阪市中央区船場中央 3-1-7-331	TEL06-6241-6310
公共団体の窓口 9時～17時30分	大阪府国民健康保険団体連合会 大阪市中央区常盤町 1-3-8	TEL06-6949-5418

## 9、非常災害対策

災害時の対応・・・消防計画に則り対応を行います。

防災設備・・・スプリンクラー、消火器、消火栓

防災訓練・・・昼夜・地震・水害等を想定した年2回の避難訓練

防火管理者・・・辻 真先

## 10、協力医療機関等

医療機関

- ・ 名称 医療法人 仁悠会 タマダ病院
- ・ 住所 堺市北区蔵前町2丁目15番39号

協力歯科医療機関

- ・ 名称 医療法人 メディコンフォート 喜連瓜破ホームケア歯科クリニック
- ・ 住所 大阪市平野区瓜破2丁目1番4号2階
- ・ ※サービス提供中に病状の急変等があった場合には、速やかに利用者の主治医・救急隊・緊急時連絡先(ご家族等)・居宅介護支援事業者へ連絡をします。

## 11、サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。  
これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償して頂く場合があります。
- ・ 決められた場所以外での喫煙はご遠慮下さい。
- ・ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- ・ 所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
- ・ 施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

## 12、秘密の保持(個人情報の保護)について

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密保持について

- ①利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- ②当施設及び当施設従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当施設従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約内容とします。

### (2) 個人情報の保護について

- ①利用者及びその家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。
- ②利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙・電磁的記録含む)については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料等が必要な場合は利用者負担となります)

## 13、身体拘束その他の行動制限

- ・利用者の生命又は身体を保護するためのやむを得ない場合を除き、隔離・身体拘束・薬剤投与、その他の方法による行動制限を行いません。
- ・やむを得ず身体を拘束する場合には、事前に行動制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明します。

## 14、虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止の為、次に掲げる措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者 施設長 中澤秀夫
- ・成年後見人制度の利用支援
- ・苦情解決体制の整備
- ・虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

## 15、事故発生時及び緊急時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、必要な措置を講じます。

サービス提供等により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

利用中に病状等の急変が生じた場合、速やかに管理医師又は主治医に連絡や必要な処置を講じます。また、予め指定されている連絡先(キーパーソン)にも連絡します。

## 16、衛生管理等について

- ・入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生的必要な措置を講じます。
- ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - ②施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の為の指針を整備しています。
  - ③従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に行っています。
  - ④①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

## 17、業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

事故発生時の対応窓口 平野区保健福祉センター地域保健福祉課介護保険係  
TEL 06-4302-9818

東住吉区保険福祉課・介護保険グループ  
TEL 06-4399-9859

居宅介護支援事業所

---

TEL

---



当事業者は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 住所 大阪市平野区喜連西6丁目2番33号  
事業者(法人)名 医療法人 仁悠会  
施設名 介護老人保健施設 おとしよりすこやかセンター南部館  
事業所番号 2755880107  
代表者名 理事長 吉川 建夫

説明者 職名

氏名

私は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

代理人(選任した場合) 住所

氏名

印

## 個人情報利用同意書

令和 年 月 日

利用者 \_\_\_\_\_ 家族 \_\_\_\_\_ 家族 \_\_\_\_\_

は、施設の個人情報利用目的に同意します。

☆個人情報の使用期間は、当施設利用開始日より利用終了後6ヶ月とします。